

深谷市総合計画策定条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るために総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合的指針を示すもので、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

(総合計画の策定)

**第3条** 市長は、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

**第4条** 総合計画は、市の最上位の計画として位置付ける。

- 2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性の確保を図るものとする。

(審議会)

**第5条** 総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、深谷市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 市民

(諮問及び答申)

**第6条** 市長は、総合計画を策定するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

**第7条** 市長は、審議会の答申を受け、総合計画を策定するとき

は、あらかじめ、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

**第8条** 市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画の変更)

**第9条** 前3条の規定は、総合計画の変更について準用する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深谷市総合振興計画策定審議会条例の廃止)

2 深谷市総合振興計画策定審議会条例（平成18年深谷市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する基本構想及び基本計画は、この条例に基づく基本構想及び基本計画が定められるまでの間、この条例に基づく基本構想及び基本計画とみなす。

(深谷市駅周辺都市基盤整備基金条例の一部改正)

4 深谷市駅周辺都市基盤整備基金条例（平成18年深谷市条例第96号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(深谷市開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

5 深谷市開発許可等の基準に関する条例（平成18年深谷市条例第196号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)